

公 示 送 達 書

公告第 25 号

公 告

下記の者に係る滞納処分停止通知書の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により  
公示送達します。なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をして下さい。

令和3年9月21日



一宮町長 馬淵 昌也

記

住 所	氏 名	備 考
一宮町一宮5128番地6	高師 脩二郎	
	以下余白	
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		